2　垂直補強信号の条件は、別表第三号に示すところによるものとする。ただし、総務大臣が別に告示する場合は、この限りでない。

3　垂直補強信号の重畳位置は、別表第四号に示すところによるものとする。この場合において、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十二号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）別図第一号に示す第二三Hから第五二Hまで、第二三三Hから第二六二Hまで、第二八六Hから第三一五Hまで及び第四九六Hから第五二五Hまでの水平走査期間における補強信号が重畳される前の映像信号のレベルとする。

4　水平補強信号の条件は、別表第五号に示すところによるものとする。

5　水平補強信号は、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式別図第一号に示す第五三Hから第二三二Hまで及び第三一六Hから第四九五Hまでの水平走査期間に重畳するものとする。この場合において、第二三Hから第五二Hまで、第二三三Hから第二六二Hまで、第二八六Hから第三一五Hまで及び第四九六Hから第五二五Hまでの水平走査期間における補強信号が重畳される前の映像信号のレベルは、第十一条に規定する黒レベルとする。

（同期信号等）

第十条　同期信号は、垂直同期パルス、水平同期パルス、等化パルス及びカラーバーストから成るものとし（色信号のない場合にあっては、カラーバーストを除くことができる。）、別表第六号に示すものを基準とする。

2　水平同期パルスの周波数は、色信号副搬送波の周波数の四五分の二とする。

3　垂直同期パルスの周波数は、水平同期パルスの周波数の五二五分の二とする。

4　カラーバーストは、その周波数が色信号副搬送波の周波数と同一の正弦波とし、その振幅の尖頭から尖頭までの値がペデスタルレベルから同期信号尖頭レベルまでの振幅の値と同じものとする。

5　垂直帰線消去期間における水平走査期間に重畳する信号（同期信号及びゴースト除去基準信号を除く。）は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

6　垂直帰線消去期間における水平走査期間にゴースト除去基準信号を重畳する場合、その信号の条件は、別表第七号に示すものを基準とする。

7　識別制御信号を標準テレビジョン文字多重放送の標準方式別図第一号に示す第二二H及び第二八五Hの水平走査期間に重畳する場合、その信号の条件は、別表第八号に示すところによるものとする。この場合において、この水平走査期間における識別制御信号が重畳される前の映像信号のレベルは、第十一条に規定する黒レベルとする。

8　識別制御信号の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（映像信号及び同期信号のレベル）

第十一条　ペデスタルレベルを〇、映像信号の白レベルを（十）一〇〇とするとき、映像信号の黒レベルは〇、同期信号尖頭レベルは（一）四〇とする。

（準用規定）

第十二条　標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十一号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。）第四条から第八条まで、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式第三条から第十九条まで並びに標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第五条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定は、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送の補完放送について準用する。

第三章　一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）

（適用の範囲）

第十三条　この章の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局を含む。第二十四条を除き、以下同じ。）を用いて行う標準テレビジョン放送に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第十四条　使用する周波数帯幅は、二七MHzとする。

2　主搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（主搬送波の変調）

第十五条　主搬送波の変調の型式は、周波数変調とする。

2　主搬送波を変調する信号は、映像信号、多重副搬送波（音声信号又はデータを伝送するための副搬送波をいう。以下同じ。）及び電力拡散信号とする。

3　映像信号による主搬送波の周波数偏移は、その周波数偏移の尖頭から尖頭までの最大値が一七MHzとなるものとする。

4　多重副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、（±）三・二五MHzとする。

5　電力拡散信号による主搬送波の周波数偏移は、その周波数偏移の尖頭から尖頭までの値が六〇〇kHzとなるものとする。

6　主搬送波の周波数は、被写体の輝度が増加するとき高い周波数へ偏移するものとする。

（映像信号の周波数帯域等）

第十六条　映像信号の周波数帯域は、〇Hzから四・五MHzまでとする。

2　映像信号は、〇・八五〇八マイクロ秒分の一に零点及び〇・一八一九マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の回路によりプレエンファシスを行うものとする。

（多重副搬送波）

第十七条　多重副搬送波の周波数は、五・七二七二七二MHzとする。

2　多重副搬送波の変調の型式は、四相位相変調とする。

3　多重副搬送波を変調する信号は、別表第九号に示す回路によって非周期化された二値の符号系列とする。

4　多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、毎秒二、〇四八キロビットとする。

5　多重副搬送波の相対位相偏移は、変調信号の時系列順に表した連続する符号が「〇〇」のとき〇度、「一〇」のとき（十）九〇度、「〇一」のとき（一）九〇度及び「一一」のとき（十）一八〇度とする。

6　多重副搬送波のスペクトルは、別表第十号に示す特性を有するものとする。

（符号系列のフレーム）

第十八条　別表第九号に示す回路に入力される信号は、フレーム（三十二行六十四列の行列（以下「フレーム行列」という。）として構成される二、〇四八ビットの符号系列をいう。以下同じ。）の集まりとする。

2　フレーム行列への符号の書き込みは、各行の第一列から順に第六十四列まで行番号順に行うものとする。

3　フレーム行列からの符号の読み出しは、各列の第一行から順に第三十二行まで列番号順に行うものとする。

4　フレーム行列の構成及び制御手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。